

名古屋産業大学 通信教育課程規程

(目的)

第1条 この規程は、名古屋産業大学（以下「本学」という。）学則第3条2項の規定に基づき、本学現代ビジネス学部現代ビジネス学科通信教育課程（以下「通信教育課程」という。）の実施について必要な事項を定める。なお、この規程に定めがない事項については名古屋産業大学学則の規程を準用する。

(通信教育課程の目的)

第2条 通信教育課程は、予測困難な時代に突入した現代の産業界において大学が求められる多様な学びのニーズと産業界が求める人材ニーズに対応するために、社会人としての広い視野と理解力を持ち、経済・経営の基礎的、専門的な知識・能力を修得し、社会変化への対応力を身に付け、ビジネスが抱える課題に対応できる人材の育成を目的とする。

(定員)

第3条 通信教育課程の入学定員、収容定員は次のとおりとする。

現代ビジネス学部現代ビジネス学科通信教育課程

入学定員 200人

収容定員 800人

(通信教育課程長)

第4条 通信教育課程に課程長を置き、本学現代ビジネス学部現代ビジネス学科の教授をもって充てる。

(教育組織)

第5条 通信教育課程の教育組織は本学現代ビジネス学部現代ビジネス学科の教員組織をもって充てる。

(事務組織)

第6条 本学事務局に通信教育事務室を置き、入学、教務、学修支援、就職支援、経理、庶務等に関する事務を行う。

(通信教育課程委員会)

第7条 本学に通信教育課程委員会を置く。

2 通信教育課程委員会については別に定める。

(学年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第9条 学年を分けて、次の二学期とする。

春学期 4月1日から9月15日まで

秋学期 9月16日から翌年3月31日まで

(修業年限及び在学年限)

第10条 通信教育課程の修業年限は、4年とし、在学期間は、8年を超えることができない。

(入学時期)

第 11 条 入学の期日は、学期の始めとする。

(入学資格)

第 12 条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
 - (2) 通常の課程による 1 2 年の課程を修了した者
 - (3) 外国において学校教育における 1 2 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
 - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (5) 文部科学大臣の指定した者
 - (6) 専修学校の高等課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
 - (8) 相当の年令に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学において認めた者
- 2 前項第(8)号の規定による認定に関し必要な事項は、学長が定める。

(入学願)

第 13 条 本学に入学しようとする者は、指定の期日までに入学願書に入学検定料及び別に指定する書類を添えて学長に提出し、その他必要な本学所定の手続を終えなければならない。

(入学者の選考)

第 14 条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第 15 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知をうけた者は、所定の期日までに指定の書類を提出するとともに、所定の入学料及びその他の費用を納入しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(入学許可の取消し)

第 16 条 学長は、正当な理由がなく、前条に規定する手続をしない者に対しては、入学の許可を取り消すことができる。

(留学)

第 17 条 学長は、教育上有益と認めるときは、外国の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該外国の大学又は短期大学の授業科目の履修をするため留学することを認めることができる。

- 2 学生は、前項の規定により外国の大学又は短期大学に留学しようとするときは、留学願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 3 前二項の規定による留学の期間は、在学期間に算入する。
- 4 修得した単位については、第 29 条の規定を準用する。

(休学)

第18条 学生は、疾病その他の理由により3ヶ月以上修学することができないときは、保証人連署のうえ休学願を学長に提出し、その許可を得て休学することができる。

- 2 学長は、病気その他の理由のため修学が不相当と認められる学生に対して、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第19条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合には、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

- 2 休学期間は、通算して4年を越えることができない。
- 3 休学期間は、修業年限及び在学期間には算入しない。

(復学)

第20条 学生は、休学期間満了のとき、又は休学期間中でもその理由が消滅したときは、復学願を学長に提出し、その許可を得て復学することができる。

- 2 病気が治ったことを理由とする復学願には医師の診断書を添付しなければならない。

(転学)

第21条 学生は、他の大学に転学しようとするときは、保証人連署のうえ転学願を学長に提出しその許可を受けなければならない。

(退学)

第22条 学生は、病気その他やむを得ない理由のため退学しようとするときは、保証人連署のうえ退学願を学長に提出し、その許可を得なければならない。

(除籍)

第23条 学長は、次の各号いずれかに該当する学生に対して、除籍をすることができる。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しないもの
- (2) 学業を怠り、成業の見込みのない者
- (3) 8年の在学期間を越えた者
- (4) 第19条第2項に定める休学期間を超えてなお復学できない者
- (5) 死亡又は長期にわたり行方不明の者

(再入学)

第24条 次の各号に掲げる者は、同一学部同一学科に再入学しようとするときは、再入学願を学長に提出し、その他必要な本学所定の手続を終え、その許可を得なければならない。

- (1) 第22条の規定により退学した者
 - (2) 前条第(1)号の規定により除籍された者で、除籍の日から1年以内に未納の授業料を納入した者
 - (3) 前条第(4)号の規定により除籍された者
- 2 前項の許可は、教授会の選考を経て行う。
 - 3 再入学の出願は、退学又は除籍の日から2年以内に限り、提出することができる。

(転入学)

第 25 条 他の大学から本学に転入学しようとする者は、転入学願を学長に提出し、その他必要な本学所定の手続を終え、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、教授会の選考を経て行う。

(編入学)

第 26 条 本学に編入学をしようとする者に対しては、前条第 1 項及び第 2 項の規定を準用する。

(転籍)

第 27 条 本学現代ビジネス学科通学課程から現代ビジネス学科通信教育課程へ転籍を志願する者に対しては、教授会での選考を経て学長が許可することができる。

2 転籍を許可された者の以前に在籍していた課程における修業年数及び修得単位は、通信教育課程における修業年数及び修得単位として認定することができる。

(既に修得した授業科目の取り扱い)

第 28 条 再入学、転入学、編入学を許可された者の既に修得した授業科目、単位数、修業年限並びに在学年数については、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 29 条 本学通信教育課程第一年次に入学した者が、入学する前に大学又は短期大学において修得した単位について、教育上有益と認めるときは、本学通信課程において修得したものとして合計 60 単位を限度に認定することができる。

(準用規定)

第 30 条 第 15 条 (入学手続き) 及び第 16 条 (入学の取り消し) の規定は、再入学、転入学及び編入学について準用する。

(授業科目の区分)

第 31 条 授業科目は、次のように区分する。

現代ビジネス学科 通信教育課程

- (1) 教養教育科目
- (2) 専門基礎教育科目
- (3) 専門科目

2 課程の授業科目及び単位数及び履修方法は、別表 1 の通りとする。

(教職に関する科目及び教職免許状)

第 32 条 教員の資格を得ようとする学生は、教育職員免許法 (昭和二十四年法律第四百七号) 及び教育職員免許法施行規則 (昭和二十九年文部省令第二十六号) に定めるところにより教科に関する科目、教職に関する科目及び教科又は教職に関する科目を履修しなければならない。

2 本学において取得できる教育職員免許状の種類は次のとおりとする。

学 部	学 科	免許状の種類	免許教科
現代ビジネス学部	現代ビジネス学科	高等学校教諭一種免許状	公民

3 教職に関する科目及び教科又は教職に関する科目の授業科目及び単位数は、別に定める。

(履修の届出)

第 33 条 学生は、履修しようとする授業科目について、指定の期日までに学部長に届け出て、その承認を得なければならない。

- 2 学生が一年間に履修することができる卒業単位（卒業の要件として本学の定める学生が履修すべき単位をいう。以下同じ。）の合計は、別に定める上限以内としなければならない。
- 3 別に定める単位を優れた成績をもって修得した学生その他教授会が特に認めた者については、前項に定める上限を超えて履修することができる。

（授業の方法）

第 34 条 通信教育課程の授業は、以下のいずれかもしくは併用により行う。

（ア）面接授業：講義・演習・実験・実習もしくは実技のいずれかにより又は併用により学修させる授業。

（イ）メディア授業：多様なメディアを利用し当該授業を行う教室等以外の場所で学修させる授業。

（単位計算方法）

第 35 条 1 単位の授業科目を 4 5 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、1 5 時間から 3 0 時間の授業をもって 1 単位とする。

（単位の授与）

第 36 条 授業科目を履修し、その試験に合格した者に、指定の単位を与える。

（成績）

第 37 条 授業科目の試験の成績は、S・A・B・C・D の 5 種の評価をもって表わし、S・A・B・C を合格とする。

- 2 欠席過多による失格者の成績評価は F、未受験は / とする。

第 38 条 本学に 4 年以上在学し、別に定める所定の授業科目を履修し、及びその単位を修得した者は、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

（学位）

第 39 条 学長は、卒業を認定した者に対して、次の学士の学位を授与する。

学部	学科	学位の名称
現代ビジネス学部	現代ビジネス学科	学士（現代ビジネス）

- 2 学位に関する事項は、別に定める。

（表彰）

第 40 条 学長は、他の模範となる学生を表彰することができる。

（懲戒）

第 41 条 学長は、学則その他の諸規則を守らず、学生の本分に反する行為のあった学生に対して教授会の議を経て、懲戒を加えることができる。

- 2 前項の懲戒の種類は、除籍、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の除籍及び退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - （1）性行不良で改善の見込みがない者
 - （2）正当な理由がなく出席常でない者
 - （3）本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

(科目等履修生)

第 42 条 本学において一又は複数の授業科目を履修して単位を修得しようとする者があるときは、学長は、教授会の選考を経て、科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生として入学しようとする者は、願書に授業科目及び期間を掲載し、履歴書その他学長が必要と認める書類を添えて学長に提出し、その他必要な本学所定の手続を終えなければならない。
- 3 科目等履修生として入学を許可された者は、指定の期日までに本学所定の入学料及び授業料を納付しなければならない。
- 4 科目等履修生については、本条および別に定めるもののほか、本学学生に関する規定を準用する。

(外国人留学生)

第 43 条 外国人で、本学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学しようとする者があるときは、学長は、教授会の選考を経て、外国人留学生として入学を許可することができる。

- 2 外国人留学生として入学しようとする者は、外国人留学生入学願書、履歴書その他学長が必要と認める書類を学長に提出しなければならない。
- 3 外国人留学生は本学所定の入学選考料、入学料、授業料を納付しなければならない。
- 4 外国人留学生については、本条および別に定めるもののほか、本学学生に関する規定を準用する。

(入学選考料、入学料、授業料)

第 44 条 入学選考料、入学料、授業料の額は、次のとおりとする。

入学選考料	10,000円
入学料	100,000円
授業料	年額 300,000円

(授業料等の納入)

第 45 条 授業料等は、別に指定する期日までに納入しなければならない。

(再入学の場合の授業料等)

第 46 条 学期の中途において再入学した者は、再入学した月から当該期末までの授業料等を再入学した月に納入しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料等)

第 47 条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの授業料等を納入しなければならない。

(退学及び除籍の場合の授業料等)

第 48 条 学期の途中で退学しようとする者又は除籍された者は、退学又は除籍の日の属する学期までの授業料等を納入しなければならない。

(休学の場合の授業料等)

第 49 条 休学期間における授業料、在籍料等については、別に定める。

(入学料及び授業料の免除及び徴収の猶予)

第 50 条 学長は、別に定めがあるほか、特別の事情があると認める者又は特に必要と認める者がある場合は、入学料及び授業料等の全部もしくは一部を免除し、又は徴収を猶予することができる。

2 入学料及び授業料等の免除及び徴収の猶予に関し必要な事項は別に定める。

(入学検定料等の還付)

第 51 条 納入された入学選考料、入学料及び授業料等その他の費用は、別に定める場合を除き、還付しない。

(改廃)

第 52 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 3 条に定める収容定員は、同条の規定にかかわらず、令和 7 年度から令和 9 年度の収容定員は以下のとおりとする。

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
現代ビジネス学部			
現代ビジネス学科通信教育課程	200 人	400 人	600 人

別表1 現代ビジネス学部現代ビジネス学科通信教育課程

科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			備考	
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習		
教養教育科目	社会科学	社会学	1前			2		○			メディア
		文化人類学	1後			2		○			メディア
		日本国憲法	1前			2		○			メディア
		政治学	1後			2		○			メディア
	人文科学	心理学	1前			2		○			メディア
		日本史	1前			2		○			メディア
		外国史	1後			2		○			メディア
		倫理学	1後			2		○			メディア
	自然・生命科学	地理学	1後			2		○			メディア
		統計学	1前			2		○			メディア
		数学	1後			2		○			メディア
		生物学	1前			2		○			メディア
	コミュニケーション	健康と運動の科学	1後			2		○			メディア
		文書情報リテラシー	1前			2		○			メディア
		数値情報リテラシー	1前			2		○			メディア
		プレゼンテーション技法	1後			2		○			メディア
		イングリッシュコミュニケーションⅠ	1前			2		○			メディア
		イングリッシュコミュニケーションⅡ	1後			2		○			メディア
		オーラルイングリッシュⅠ	1前			1		○			メディア
		オーラルイングリッシュⅡ	1後			1		○			メディア
		中国語会話Ⅰ	1前			1		○			メディア
		中国語会話Ⅱ	1後			1		○			メディア
	キャリア教育	中国語会話Ⅲ	2前			1		○			メディア
		中国語会話Ⅳ	2後			1		○			メディア
		キャリアデザインA	1前			2		○			メディア
		キャリアデザインB	1後			2		○			メディア
	ゼミナール	キャリアガイダンスA	2後			2		○			メディア
キャリアガイダンスB		3後			2		○			メディア	
	ゼミナールA	1前	○	2				○		メディア	
	ゼミナールB	2前	○	2				○		メディア	
	小計(30科目)	—	—	4	50	0		—		—	
専門基礎教育科目	経済学入門	1後	○	2			○			メディア	
	ミクロ経済学	2前	○	2			○			メディア	
	マクロ経済学	2後	○	2			○			メディア	
	計量経済学	2前		2			○			メディア	
	経営学総論	1前	○	2			○			メディア	
	経営管理	1前	○	2			○			メディア	
	経営組織	1後	○	2			○			メディア	
	マーケティングⅠ	2前	○	2			○			メディア	
	経営戦略Ⅰ	1後		2			○			メディア	
	ファイナンス	1後		2			○			メディア	
	法学総論	1前		2			○			メディア	
	商法	1前		2			○			メディア	
	会社法	1前		2			○			メディア	
	基礎簿記	1前		2			○			メディア	
	ビジネス一般基礎	1前		2			○			メディア	
	小計(15科目)	—	—	14	16	0		—		—	

現代ビジネス	現代ビジネス概論Ⅰ	1前	○	2			○		メディア・オムニバス		
	現代ビジネス概論Ⅱ	1後	○	2			○		メディア・オムニバス		
	行動経済学	3前			2		○		メディア		
	経済政策論	3後			2		○		メディア		
	地域経済論	3・4後			2		○		メディア		
	ビジネスコミュニケーション	2後			2		○		メディア		
	現代雇用法	2後			2		○		メディア		
	地域産業論	2前			2		○		メディア		
	原価計算論	2前			2		○		メディア		
	消費者行動論	2後			2		○		メディア		
	財務会計	2前			2		○		メディア		
	管理会計	2後			2		○		メディア		
	ネットビジネス論	3前			2		○		メディア		
	経営戦略Ⅱ	3後			2		○		メディア		
	経営分析	3後			2		○		メディア		
	マーケティングⅡ	3・4前			2		○		メディア		
	観光マーケティング論	3・4後			2		○		メディア		
	社会心理学	3・4前			2		○		メディア		
	産業・組織心理学	3・4後			2		○		メディア		
	小計(19科目)	—	—	4	34	0	—	—	—		
専門科目	情報マネジメント	情報マネジメント概論	2前	○	2			○		メディア・オムニバス	
		情報倫理	1後			2		○		メディア	
		データサイエンス基礎	2前			2		○		メディア	
		データ分析実践	2後			2		○		メディア	
		プログラム言語基礎	2前			2		○		メディア	
		データベース	2後			2		○		メディア	
		情報ネットワーク基礎	2前			2		○		メディア	
		情報セキュリティ	2後			2		○		メディア	
		知識情報処理	3・4前			2		○		メディア	
		人工知能概論	3・4後			2		○		メディア	
	社会変化対応	環境マネジメント	環境マネジメント概論	2前	○	2			○		メディア・オムニバス
			環境情報論	2前			2		○		メディア
			環境管理論	2前			2		○		メディア
			循環型社会論	2後			2		○		メディア
			SDGs論	2後			2		○		メディア
			環境経済学	3前			2		○		メディア
			環境保全と環境アセスメント	3・4前			2		○		メディア
			脱炭素社会と環境教育	3・4後			2		○		メディア
	人材マネジメント	人材マネジメント	人材マネジメント概論	2前	○	2			○		メディア・オムニバス
			心の健康・心の病	1後			2		○		メディア
セルフ・コントロールの心理学			2前			2		○		メディア	
組織のメンタルヘルス			2後			2		○		メディア	
キャリア・コンサルティング			3・4前			2		○		メディア	
多文化共生と国際交流			3・4後			2		○		メディア	
小計(24科目)	—	—	6	42	0	—	—	—			
問題解決型ビジネス演習	問題解決型ビジネス演習	現代ビジネス演習A	3前	○	2			○		メディア	
		現代ビジネス演習B	3後	○	2			○		メディア	
		情報マネジメント演習	3・4前			2		○		メディア・共同	
		環境マネジメント演習	3・4前			2		○		メディア・共同	
		人材マネジメント演習	3・4前			2		○		メディア・共同	
		小計(5科目)	—	—	4	6	0	—	—	—	
合計(93科目)		—	—	32	148	0	—	—	—		

卒 業 ・ 修 了 要 件 及 び 履 修 方 法

- ・教養教育科目…38単位以上
 - 人文科学、社会科学、自然・生命科学（各2単位以上）
 - コミュニケーション（6単位以上）
 - ゼミナール（必修科目4単位）
 - ・専門基礎教育科目…24単位以上（必修科目14単位を含む）
 - ・専門科目…62単位以上
 - 現代ビジネス…20単位以上（必修科目4単位を含む）
 - 社会変化対応…20単位以上（必修科目6単位を含む）
 - 問題解決型ビジネス演習…4単位以上（必修科目4単位を含む）
- 合計124単位以上修得すること。
（履修科目の登録の上限：22単位（半期））